

通所介護事業・通所リハビリ事業に係る利用者の動向（ 年度）

事業所名

年	月	要介護者	要支援者*	合 計	備 考
		延利用者数	延利用者数	延利用者数	
年	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
年	1月				
	2月				
合 計		①	②	③	
1月当たりの平均利用延人数				④ =③÷通所介護(通所リハビリ)費を算定した月数	<input type="checkbox"/> 要支援者*を同時利用の最大数で算定

※通所介護事業所においては第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項第三号に規定する第一号通所事業）の利用者。通所リハビリテーション事業所においては介護予防通所リハビリテーション事業の利用者。

[記入上の注意]

- 1 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施する場合は前年度において通所介護（通所リハビリ）費を算定している月（3月を除く）の1月当たり平均利用延人数を計算する。
- 2 指定通所介護（通所リハビリ）事業者が第一号通所事業（介護予防通所リハビリ）の指定を併せて受け、一体的に事業実施している場合にのみ、要介護者に要支援者（第一号通所事業（介護予防通所リハビリ））の利用者数を加える。
- 3 平均利用延べ人数の計算に当たっては、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満（通所リハビリでは2時間以上3時間未満及び3時間以上4時間未満）の報酬を算定している利用者は、利用者数の2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満（通所リハビリでは4時間以上5時間未満及び5時間以上6時間未満）の報酬を算定している利用者は、利用者数の4分の3を乗じて得た数とする。また、通所リハビリにおいて1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者は、利用者数に4分の1を乗じて得た数とする。
- 4 要介護者に要支援者の利用者数を加える場合、要支援者の利用者の計算は、利用時間が5時間未満（介護予防通所リハビリでは2時間以上4時間未満）の利用者については利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時

間未満、6時間以上7時間未満（通所リハビリでは4時間以上6時間未満）の利用者は、利用者数の4分の3を乗じて得た数とする。また、介護予防通所リハビリにおいて、利用時間が2時間未満の利用者は、利用者数に4分の1を乗じて得た数とする。但し、同時にサービスを受けた者の最大数を営業日ごとに加える方法によって計算しても差し支えない（その際は上記備考欄の口にチェックすること）。

- 5 前年度の実績が6か月未満の事業者（新規、再開事業者含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、実施見込み数（当該年度にかかる事業所が定めた利用定員の90%に事業所が予定する1月当たりの営業日数を乗じて得た数）とする。
- 6 正月等特別な場合を除き毎日事業を実施している場合には、月当たりの延べ利用人数に7分の6を乗じて算定する。